

出席停止に係る感染症罹患時の対応について

1 新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断された場合

(1) 学校へ罹患の連絡をする。

連絡先： ネット受付 C-Learning 「欠席連絡」から送信

欠席・遅刻連絡画面の右上にある「+」を押し、事由の欄に発症日を入力する。

入力例： インフルエンザ A 発症日 10月10日

その他問い合わせ事項があれば、電話連絡をお願いします。

受付 平日午前8時20分～午後4時50分 053-471-8341(学校)

(2) 出席停止期間は自宅で休養する。

(3) 「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」に体温等必要事項を保護者が記入する。

出席停止期間は毎日午前・午後に検温し、経過報告書に体温を記入。

※経過報告書は本校 HP「在校生への連絡」からダウンロードする。

(4) 再登校の可否は下記「出席停止期間」に準じて保護者が判断する。生徒は登校の際に経過報告書を持参し、朝、担任に提出する。

出席停止期間

○新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※発症した日を0日目として数える。

※無症状の感染者は検体を採取した日を0日目として数える。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※症状軽快した日を0日として1日を経過していること。

○インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。

※発症した日を0日目として数える。

※平熱となった日を0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過していること。

2 新型コロナ・インフルエンザ以外の出席停止が必要となる感染症に罹患した場合

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ罹患時と同様の方法で学校へ連絡をお願いいたします。

再登校の際は、医師による「登校許可証明書」が必要となります。登校の際に持参し、生徒から担任に提出してください。

※登校許可証明書は本校 HP「在校生への連絡」からダウンロードし、医療機関受診時に持参してください。